

第3回北区基本構想審議会 部会1「躍動」次第

令和4年1月25日(火) 14時

北区役所第二委員会室

1 開会

2 分野別の政策検討シートについて

(1) 地域振興

①意見共有

②検討シート説明

③20年後の望ましい姿について(意見・感想)

(2) 人権・多文化共生・男女共同参画

①意見共有


②検討シート説明


③20年後の望ましい姿について(意見・感想)


3 意見交換

4 その他

5 閉会

1  当該分野の実績と成果

項目	主な実績	主な成果
<p>(1) コミュニティ活動支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会加入促進リーフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語）の作成（各3,000部）。 地域の団体同士がお互いの活動内容を理解し連携を深める「地域円卓会議」の実施（平成28年度3地区⇒令和元年度全19地区）。 町会・自治会活動の担い手育成を中心に、地域デビュー講座や個人情報保護研修、コロナ禍における活動事例講演などの実施。 北区NPO・ボランティアぷらざの登録団体交流会の実施（毎年）。平成28年以降延べ63団体参加。 北区NPO・ボランティアぷらざを通じた、区の基金を財源とする地域づくり応援団事業助成、政策提案協働事業に係る、各活動団体への情報提供や研修会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会活動に参加したことがある人の割合（令和3年度29.1%）。 地域円卓会議を通じた避難所開設訓練や避難所運営ゲームの実施により地域活動・地域活性化に寄与。 地域の担い手育成に係る講座・研修について、平成28年度より延べ623人の参加。 多くの区民の主体的な地域活動の参加に寄与。 地域づくり応援団事業助成や政策提案協働事業の申請（半数以上が新規団体）。
<p>(2) コミュニティ環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会会館建設等助成制度による助成（新築34件（令和2年度：2件）、改修40件（令和2年度：2件）、耐震診断8件（令和2年度：0件））。 町会・自治会活動におけるICT活用支援として、各地域振興室、各連合町会長の下に、合計38台のタブレット端末を配備。 自主管理運営委員会による地域住民主体の施設運営の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 認可地縁団体（法人格を有する町会・自治会）の会館建設等助成制度利用率は74.4%。 王子・赤羽・滝野川3地区の各町会・自治会連合会にて区長とのWeb会議を実施（令和3年8月）。また、北自連常任理事全体のWeb会議を実施（令和3年9月）。 地域住民主体の施設運営（令和3年4月現在、ふれあい館8カ所（6指定管理、2業務委託）、コミュニティアリーナ1カ所（1指定管理））。

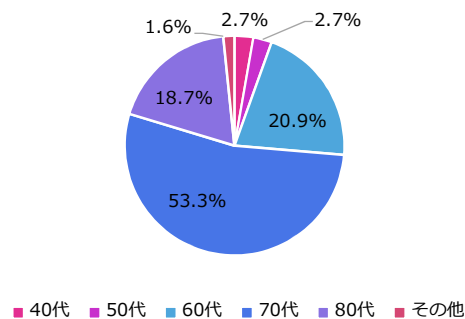
2  当該分野における区を取り巻く環境の変化

社会経済動向	法制度や国・都の政策の変化	区民のニーズや行動の変化
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の高齢化に伴う、担い手不足が顕在化。 新型コロナウイルス感染拡大による、社会経済活動の制約及び町会・自治会活動の自粛、縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可地縁団体を設立することを可能とする地方自治法を改正（令和3年5月26日公布、令和3年11月26日施行）。 東京都は、令和3年3月に「『未来の東京』戦略」において、2040年代へのビジョンとして「誰もが集い、支え合う居場所・コミュニティが地域の至るところに存在する東京」を掲げている。 東京都は町会・自治会活動支援助成事業（地域の底力発展事業助成）において、令和3年度から「地域におけるデジタルデバйд対策」を対象事業に追加。 東京都は、「地域活動支援アドバイザー」という専門家を派遣し、町会・自治会へのアドバイスや意見交換を行っている。 東京都は、企業の社員等の業務経験やスキルを活かしたボランティア活動「プロボノ」のしくみを取り入れた「地域の課題解決プロボノプロジェクト」により、積極的に取り組む町会・自治会の活動を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大による、地域活動の制限及び、新しい生活様式への対応。 テレワークの推進や各種オンライン会議ツール等、デジタル技術の活用が日常化。 北区民意識・意向調査（令和3（2021）年度）において、「区政や地域活動への参加を促進するために区が力を入れるべきこと」として、「情報公開など開かれた区政の推進」の回答割合が最も高く42.1%、次いで「多様な手段を活用した区政の情報発信（36.1%）」となっている。また、同調査において、18～29歳の地域活動等に「参加したことはない」の割合が65.5%となっており、他の年代よりも高い割合となっている。

3 区の現状

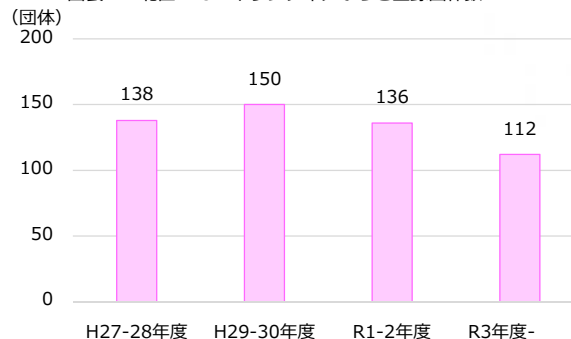
項目	現状
(1) コミュニティ活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出抑制により、人と人との接触機会が低減し、地域活動やきずなづくりにも支障が生じている。 地域の実情や課題、地域づくりの担い手となる世代交代など、社会環境が顕著に変化。 北区NPO・ボランティアぶらざは、ボランティア活動推進のための中間支援組織としての役割を担ってきたが、北区社会福祉協議会やいきがい活動センターなどボランティア活動を支援する機能を持つ他拠点との役割の整理が必要。また、北区NPO・ボランティアぶらざからの発信事業は多くあるが、ぶらざと地域活動団体のネットワーク化の充実には至っていない。
(2) コミュニティ環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 自主管理運営委員会による地域住民主体の施設運営の推進。 各区民施設整備に際し、既存の類似施設の利用者数や利用状況等を把握し、必要な機能について検討。 各区民施設について、老朽化が進んでおり、施設の長寿命化を図る必要が出てきている。

図表1 町会・自治会会長の年齢構成



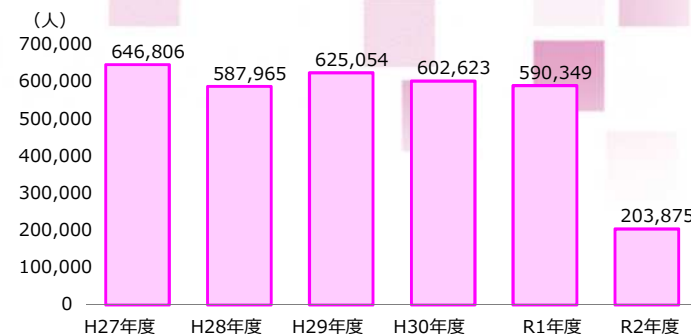
資料：北区資料（H28.2）

図表2 北区NPO・ボランティアぶらざ登録団体数



資料：北区資料

図表3 ふれあい館全体の年間利用者数



資料：北区資料

4 今後の課題

- ◆ 地域活動参加のきっかけづくりのため、多様なツールを活用した地域情報の発信が必要。
- ◆ 区と町会・自治会等との円滑な情報伝達が必要。
- ◆ 町会・自治会加入率低下、担い手不足、外国人区民への理解等への対応。
- ◆ 北区NPO・ボランティアぶらざについて、中間支援組織としての役割・機能を改めて検討したうえで、北区社会福祉協議会等をはじめとする他拠点との事業連携や統合を検討。行政、町会・自治会、学校、商店街、企業等の多様な主体との連携体制の構築。
- ◆ 町会・自治会の高齢化に伴い、人員不足等により地域住民主体の施設運営が継続できなくなるケースが出てきている。
- ◆ 利用する年齢層に限られない地域全体の交流の場となるよう、各区民施設の効果的な運営方法の整理・検討。
- ◆ 各区民施設の計画的な改修と時代に合ったニーズへの対応。

5 取組みの方向性

- 町内・自治会加入支援、地域をテーマにした講座の実施、地域円卓会議ほか、地域のきずなづくり推進プロジェクトを積極的に推進。
- 地域活動においてICTを活用し、新たな地域情報の発信方法を整備。また、Web会議の環境整備など、町会・自治会活動の新たなしくみを構築。
- 若年層も含めた区民全体の地域コミュニティに対する関心を高められるよう、課題を把握しその特性にあわせた施策を展開。
- NPO・ボランティアぶらざについて、他拠点との統合・事業連携について総合的に検討。また、関係団体とのネットワークの強化。
- 各区民施設の利用状況や地域の人口動向とニーズの把握、費用対効果の検討を踏まえた、各施設の適切な計画・修繕と施設の安定的な運営の推進。

6 あるべき姿・将来像

… 今後の審議会の議論により具体化していきます

1 当該分野の実績と成果

項目	主な実績	主な成果
(1) 平和・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> 平和展や平和モニュメントなどの平和祈念週間事業、区内の平和に関する史跡を巡るバスツアーを実施。 北京市西城区への区民交流団派遣及び同区からの交流団受入、米国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市への青少年交流団の派遣事業を実施。（令和2年度はオンライン化または中止） 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民の参加による平和への関心の向上。 区民の国際感覚の涵養と相互理解の促進。
(2) 人権・性の多様性・多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> 講演会の実施、区民まつりにおける啓発活動、区内小中学校における「人権の花運動」「人権作文コンテスト」「人権教室」などを実施。 国際交流紙発行や窓口での翻訳端末設置、通訳者派遣などを実施。 区内福祉施設等での留学生との短期国際交流事業（延べ88名参加）、日本文化体験事業（延べ125名参加）、外国人の地域参画に向けたNPO法人との協働事業などを実施。 LGBTについて区民向け理解基礎講座、リーフレット作成配布、専用電話相談（にじいろ電話相談）開設、職員向けハンドブック作成配布・研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会参加者アンケートでは関心や理解が深まったとの回答が80%台から90%台に上昇。 外国人区民の区民サービス享受の円滑化。 交流事業による外国人区民の日本文化理解、協働事業による相互理解の促進。 LGBT等に関する研修参加者アンケートでは理解が深まったとの回答が多数。
(3) 男女共同参画社会	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画について、様々な立場にある人を対象として研修、セミナー等を実施。 DV被害者に寄り添った対応を行い、相談体制の充実を図った。 女性が自分のライフステージに合わせた生き方ができるよう切れ目のない支援や意識啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等・共同参画に係る講座や研修参加後のアンケートでは8割以上の参加者から肯定的回答あり。 DV相談の周知啓発と児童相談所や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携確保。 啓発事業による女性の意識改革の推進。

2 当該分野における区を取り巻く環境の変化



東京都北区パープルリボンシンボルマーク

社会経済動向	法制度や国・都の政策の変化	区民のニーズや行動の変化
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスによる渡航制限による国際交流への制約。 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別をはじめ、いじめや差別など多様な人権問題の存在。 SNSの利用者の急増によりプライバシーの侵害や差別的な書き込み等の人権侵害が発生。 東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした多様性社会への理解の進展と「パートナーシップ制度」の100を超える自治体（特別区では、渋谷、世田谷、中野、江戸川、豊島、港、文京、足立）での導入など制度的基盤の整備進展。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際連合による世界人権宣言をはじめとする国際的な人権規範の整備などの人権保障に取組みと障害者等、分野ごとの国際法の整備。 国による「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定と「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定等による人権尊重社会の実現に向けた取り組みの推進。 都による「東京都人権施策推進指針」に基づく取組みの推進。 国による第5次男女共同参画計画（令和2年12月）、女性活躍推進法施行（平成27年）。 都による平成31年4月のオリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の施行。 都は令和4年度中のパートナーシップ制度の導入を目指すことを都議会でも表明。 	<ul style="list-style-type: none"> 多国籍化する外国人に対し、行政の多言語対応において英語・中国語・ハングルだけでは、対応できない状況。 性自認・性的指向など性の多様性への理解進展。 年齢層や社会的分野によって男女平等に関する理解が進んでいない状況。 若い世代を中心に共働き世帯の増加により、出産や育児負担の男女の別なく分担することが普及し、女性の活躍推進にも寄与。 区では配偶者暴力支援センター機能を有した相談体制を整備し、相談件数は新型コロナウイルス感染症の影響等により増加傾向。

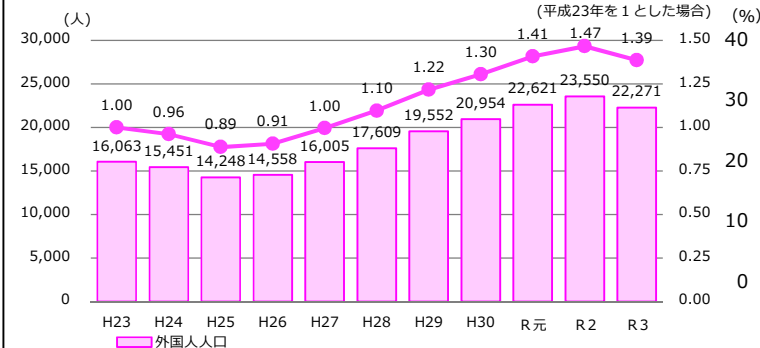


青少年交流団海外派遣の様子（米国ウォルナットクリーク市）

3 区の現状

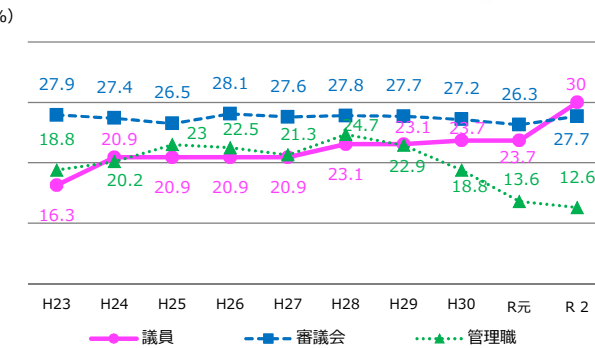
項目	現状
(1) 平和・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> 戦争を経験した世代の方が高齢化したことにより、直接、話を聞くのが難しくなった。 中国・北京市西城区との相互交流事業とアメリカ合衆国・カリフォルニア州ウォルナットクリークへの青少年交流団の派遣事業を実施。
(2) 人権・性の多様性・多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> 急激な情報化の進展により、SNS等におけるプライバシーの侵害や特定個人を対象とした誹謗・中傷、犯罪行為等の深刻な問題が顕在化。 外国人区民と日本人区民の異文化に対する相互理解促進のため、交流事業などを実施しているが、日常生活の面ではコミュニケーションの壁により、誤解やトラブルが発生。 LGBTやSOGIなど性的少数者に対する理解やSOGIの概念の普及に向けた周知啓発を推進。 令和4年4月より、多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現を目指す施策の一つとして「北区パートナーシップ宣誓制度」を開始。
(3) 男女共同参画社会	<ul style="list-style-type: none"> 男女が個人として尊重され平等に扱われている社会の実現に向け、啓発活動を実施。 男女共同参画に関する法整備や社会の意識改革が進んでいるものの、依然として性別による固定的役割分担の意識が存在。 DVなどの配偶者間暴力がコロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により増加傾向。

図表1 北区の外国人人口



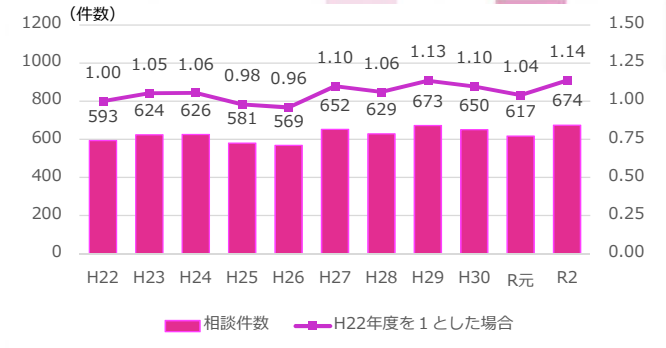
資料：東京都「外国人人口」(各年)より作成

図表2 北区の女性参画状況 (議会・審議会・管理職)



資料：北区資料 注：各年4月1日時点

図表3 北区における配偶者暴力に係る相談件数



資料：北区資料

4 今後の課題

- ◆ 幅広い世代が平和について考えるきっかけづくりが必要。
- ◆ 国際交流事業の積極的な周知と成果の共有の必要性。
- ◆ 幅広い世代が人権への理解促進に向けた効果的な啓発の必要性。
- ◆ 言語等の違いから起こる外国人との日常生活における誤解やトラブルが増えており、日本語学習支援の場の提供やお互いの文化を理解する取組み、地域参加を促進する取組みが必要。
- ◆ 性的少数者への理解不足と人権尊重に係る理解促進の必要性。
- ◆ 若年層の参画促進や様々な立場の方の理解獲得など男女共同参画に係る啓発の工夫の必要性。
- ◆ DV被害者の相談における他の相談機関との連携の必要性。

5 取組みの方向性

- 幅広い世代への平和意識のさらなる普及・啓発。
- 海外友好都市との交流事業や地域での国際交流・国際協力の推進。
- 人権意識向上に向けた幅広い世代への人権教育・啓発。
- 多世代に向けた日本語学習支援の場、異文化に対する相互理解の場の提供
- 国籍や性自認・性的指向など個性が尊重され誰もが暮らしやすい社会環境の整備と異なる価値観に対する相互理解。
- 男女共同参画意識の向上に向けた啓発活動と情報提供、支援の充実・強化
- DVに係る電話及び面接による相談業務の維持継続と関係機関との連携。

6 あるべき姿・将来像

・・・今後の審議会の議論により具体化していきます